

沼津市週休2日制工事実施要領Q&A

Q 1 なぜ週休2日制工事を実施することとしたのか。

A 1 建設業界においては、長時間労働の常態化及び就業者の高齢化と担い手不足等が課題となっており、対応策の一つとして、週休2日の確保による建設現場における労働環境の改善が求められています。改正労働基準法に基づき、本市においても、建設業界における働き方改革に対応していく必要があることから、若手技術者等の確保・育成を図り、持続的な建設業の育成を図るため、週休2日の確保により建設現場の就労環境の改善を図るものです。

Q 2 対象工事選定に当たっての金額要件はあるか。

A 2 原則、予定価格が200万円以上の工事を対象とします。

Q 3 対象工事を積算基準書により積算した工事とした理由は何か。

A 3 工事の発注にあたっては、それぞれの標準積算基準書に基づいて積算していますが、中には見積書等を活用することで積算する工事もあります。これらの工事については週休2日を達成しても補正が難しいため、あらかじめ対象から除くこととしています。

Q 4 十分な工期が見込まれないとはどのような工事があげられるか。

A 4 入札不調後の再発注により適正工期の確保が困難な場合等を想定しており、単なる発注の遅れによるものは十分な工期の確保が見込まれない工事とは言えません。

Q 5 施工に必要な実日数が、概ね1か月以上の工事を対象としている理由は何か。

A 5 週休2日は4週8休以上に相当する現場閉所を行ったと認められる状態であることから、実日数が概ね1か月未満である工事は対象外としています。

Q 6 工程が現場条件に大きく制約される工事とはどのような工事があげられるか。

A 6 関係機関や地元との協議、他工事との調整などが工程に大きく影響すると考えられる工事を想定しています。

Q 7 工事完成日に定めがある工事とはどのような工事があげられるか。

A 7 すでに供用開始日が公表されるなど、工期延長が難しい工事を想定しています。

Q 8 「準備期間」、「後片付け期間」の具体的な定義はあるか。

A 8 準備期間とは、契約日の翌日から現場施工を開始するまでの期間で、後片付け期間とは、現場施工を完了した日の翌日から完成届を提出までの期間です。

準備期間

施工に先立って行う現場事務所の設置、現場代理人による現地測量等はこの期間に含む。

後片付け期間

自主検査や清掃等はこの期間に含む。足場、現場事務所等の仮設物を撤去する期間は含まない。

Q 9 休日設定をする際に、祝日はどのように扱うのか。

A 9 週休2日制工事は祝日がある場合でも、4週間のうち8日（または7日、6日）間以上の休日を確保できたか確認するものであり、祝日を休日とするか否かは問いません。ただし、港湾工事積算基準書により積算する工事については、土日に加え祝日も休日とすることを必須としています。

Q 10 休日の定義はどのようなになるのか。

A 10 週休2日制工事の休日は、現場工事の作業を一切行わないことを言います。労務者による作業等のほか、元請技術者による測量や丁張出し、工事写真の撮影や出来形測定、施工監理に関する書類作成等の事務作業も含みます。

Q 11 午後のみ休工、又は午前のみ休工とした場合、0.5日閉所として扱われるか。

A 11 原則1日単位で実施の可否を確認するものであり、0.5には閉所として取り扱いません。

Q 12 夜間作業における現場閉所の取り扱いはどのようなになるか。仮に金曜日22時から土曜に6時まで施工した場合はどのようなになるか。

A 12 金曜日22時から土曜日6時までの施工は、一般的に金曜（夜間）出勤であり、土曜日出勤とはみなしません。

Q 13 閉所日には会社（本社・営業所等）や他の現場もすべて休む必要があるか。

A 13 週休2日制における現場閉所については契約単位で判断するため、会社や他の現場が稼働していても、当該現場について作業が休止されていれば閉所とします。

Q 14 当該現場の閉所日に、作業員や下請業者が他の工事現場で働くことは認められるか。

A 14 作業員や下請業者が閉所日に他の現場に従事することについては制限していません。

Q 15 現場代理人や主任技術者等が会社等で内業をすることは認められるか。

A 15 閉所日に当該現場以外（会社等）で書類作成等の内業を行うことや、兼務が認められ

ている他の現場に従事することについては制限していません。

Q16 発注方式について、発注者指定型と受注者希望型はどのように使い分ければよいか。

A16 予算措置の状況や工程に遅延が生じる可能性のある工事は受注者希望型を選択するなど、発注する工事の状況により使い分け、発注する際に、入札公告等に記載します。

【工程関係】

現場条件により施工方法や施工時間が制限される可能性がある工事

【用地関係】

資機材置き場用の用地を借地する必要がある、借地交渉に期間を要する可能性がある工事

【工事用道路関係】

工事用道路に一般道を使用するなど、使用時間帯の制限等がある工事

【工事支障物件等】

電柱やマンホールなどの占用物件があり、移設協議等に期間を要する可能性がある工事

Q17 受注者希望型の場合、週休2日工事を適用するまでの具体的な流れはどうか。

A17 契約後、受注者が週休2日工事を希望する場合は、対象期間開始前までに受発注者協議を行い、双方同意の上、適用することとなります。その後、現場閉所計画表を受注者が作成し、監督員に提出してください。

Q18 すでに施工中の工事において、受注者より週休2日制工事を実施したい旨の申出があった場合どうすればよいか。

A18 対象期間開始前までに協議することとなっているため、適用対象外とします。

Q19 完全週休2日（土日）における1週間の定義は。

A19 月曜日から日曜日を1週間とします。ただし、月曜日以外の曜日から契約工期が開始する場合は、最初の週が7日間に満たなくても、その週の日曜日までを1週間とします。また、契約工期の最終週は、その週の月曜日から最終日までを1週間とします。

Q20 完全週休2日（土日）における土曜日または日曜日に代わる現場閉所日は、任意の日でよいのか。

A20 作業をすることとした土曜日または日曜日の属する週の平日としてください。例えば、8月3日（月）から8月9日（日）の1週間で8月7日（土）に作業する場合は、8月3日（月）から8月6日（金）のいずれかを現場閉所することになります。

Q21 平日に天候不良等で予定の作業ができず、土日祝日に作業を振り替えた場合の取り扱いはどうなるか。

A21 作業を予定していた平日に天候不良等で現場閉所（当日作業開始前に判断した場合を含む。）し、土日祝日に振り替えて作業した場合は、現場閉所したその平日は現場閉所率算定上の現場閉所日数に含みます。

また、月単位の週休2日において、月末に天候不良による予定外の現場閉所が発生し、翌月に振替作業をした場合は、翌月は計画どおりに休日が確保できたとして判断してください。なお、振替作業日は1週間以内を目安としますが、難しい場合は受発注者協議により設定してください。

完全週休2日（土日）においては、工事着手前の受発注者間協議により土日に代わる現場閉所日を設定していない場合は、原則として休日を平日に振り替えることはできません。

Q22 月単位の週休2日において、当月の対象期間に平日しかない場合は。

A22 当該月の対象期間における土曜日、日曜日の合計日数が0日となるため、月単位の週休2日が確保されたと判断します。

なお、通期の週休2日は対象期間全体で判断するため、本取扱いは適用できません。

Q23 その建設現場以外（他工事現場、受注者の社屋等）で勤務した場合の取り扱いはどうなるか。

A23 「現場閉所」は当該建設現場の状況のみを対象としているため、他の場所で勤務した場合でも、当該建設現場が1日を通して閉所されていれば現場閉所日として取り扱います。

Q24 着工当初の余裕のある時期に4週10休とし、繁忙期に4週4休として、対象期間全体で休日を確保することも可能か。

A24 基本的に、月単位の4週8休の経費補正がある工事については、月単位での休日確保としてください。ただし、通期の4週8休となる場合は、対象期間全体で休日の確保状況となれば休日を確保したとこととしますが、建設業の働き方改革を推進する観点から、4週間（28日）ごとに4週8休以上の現場閉所が達成できるよう努めてください。なお、完全週休2日（土日）の経費補正がある工事については、対象期間全体または月単位ではなく週単位での休日確保としてください。

なお、夏季休暇（3日間）、年末年始休暇（6日間）は週休2日の休日とは別の休暇となります。

Q25 年末年始休暇はいつ取得してもよいのか。

A25 原則として12月29日から1月3日までの連続した6日間を年末年始休暇とします。
また、年末年始休暇は対象期間外となるため、この間の土日は現場閉所日数には含みません。なお、12月28日以前または1月4日以降に受注者任意の休日を設定し、現場閉所とすることは差し支えありません。

Q26 夏季休暇はいつ取得してもよいのか。

A26 原則として6月から10月の間に受注者任意の日を設定し取得するものとします。なお連続していない3日間を設定することは差し支えありません。

Q27 休日予定日が自然災害等により作業が発生した場合、振替休日を取得する必要があるか。

A27 原則、振替休日を取得することとします。ただし、地震、暴風雨、豪雨、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保など切迫した事態が生じ、当該工事の進捗に関係なく災害対策又は不測の突発的な事故対策としてやむを得ず緊急に作業した場合で、振替休日を取得できなかったときは、振替休日の未取得日として考慮する必要はありません。

Q28 週休2日を確保した結果、工期内で工事が完成できなくなってしまった。これを理由に工期延長は認められるか。

A28 週休2日を確保したことを理由とした工期延長は認めません。工期延長は設計変更事務取扱要領に該当する場合に限り認められることとなります。なお、工期延長する場合は週休2日確保を前提とした工期を確保することとなります。

Q29 通期の週休2日となった場合、週休2日の対象期間の考え方は。

A29 月単位の週休2日から通期の週休2日に変更した場合、工期全体を通して、4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）となるよう現場閉所計画を見直してください。
また、補正率も変更となるため、注意してください。

Q30 土木工事では、共通仮設費、現場管理費及び機械経費（賃料）についても補正を行うこととしているが、営繕工事では労務費補正に限るのはなぜか。

A30 営繕工事の場合、共通仮設費及び現場管理費については、共通費積算基準に基づき工期に応じて算出することになっており、これらの経費については、週休2日を前提とした工期で設定するため、補正しません。

Q31 港湾5職種（高級船員、普通船員、潜水士、潜水送気員、潜水連絡員）、工場製作工、業務委託等技術者は、労務費補正の対象となるか。

A31 令和4年4月から港湾5職種は労務費補正の対象となりましたが、その他は、補正対象外であり、労務費の補正は行いません。

Q32 工事の一部中止の場合は対象期間に含まれるか。

A32 工事の一部中止の場合、中止していない箇所（現場作業している箇所）があることから対象期間に含みます。

Q33 実績表はいつ提出すればよいか。

A33 工事完成の後、後片付け期間中に提出することになります。

Q34 週休2日制工事を受注したが、未達成となってしまった場合、ペナルティはあるか。

A34 工事成績評定や入札参加資格などのペナルティはありません。

Q35 工事成績評定への反映は行うのか。

A35 現時点では、週休2日の達成、未達成による工事成績評定への反映は検討しておりません。

Q36 実績表に虚偽が発覚した場合はどうなるか。

A36 虚偽が発覚した場合は、入札参加停止や対象工事の工事成績評定の減点対象となります。

Q37 港湾工事積算基準書により積算する工事について、起算日はどのように設定するのか。

A37 工事着手日以降の土曜日または月曜日のどちらを起算日とするかは、受注者が選択できるものとします。

Q38 港湾工事積算基準書により積算する工事について、1期間の定義は。

A38 起算日から4週間（28日間）を1期間とします。1期間の数え方は月によりません。

Q39 港湾工事積算基準書により積算する工事について、評価対象外の考え方は。

A39 対象期間内の工事着手日から、工事着手日以降の最初の土曜日または月曜日まで（起算日より前の期間）は対象期間外とします。また、工事完了日直前で1期間に満たない期間も評価対象外とします。

なお、工事着手日から工事完了日まで4週間ある場合でも、月曜日または土曜日から起算すると4週間に満たない場合は、その工事自体が評価対象となりません。